

藤沢市教育委員会会議規則の一部改正について
藤沢市教育委員会会議規則を次のように改正する。

2014年（平成26年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2014年（平成26年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、教育委員会会議の議事の運営に関する事項について、規定の整備をする必要による。

藤沢市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 阪 井 祐 基 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会会議規則（昭和32年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する

第9条を次のように改める。

（請願）

第9条 委員会に請願をしようとする者は、邦文を用いて、その趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が署名または記名押印をした文書を委員会に提出しなければならない。

- 2 請願書を受理したときは、委員長は会議に付し、審議を行い、議決しなければならない。
- 3 会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。
- 4 請願等の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会会議規則(昭和32年教育委員会規則第2号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|--|---|
| <p>(請願)</p> <p>第9条 <u>委員会に請願をしようとする者は、邦文を用いて、その趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が署名または記名押印をした文書を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>請願書を受理したときは、委員長は会議に付し、審議を行い、議決しなければならない。</u></p> <p>3 <u>会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。</u></p> <p>4 <u>請願等の取扱いについて、必要な事項は別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> | <p>(請願及び陳情)</p> <p>第9条 <u>教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、委員長の許可する時間内において事情をのべることができる。</u></p> |